

横須賀市みどりの基本計画令和5年度（2023年度）年次報告書（素案）
意見等への対応について

No.	頁	質問者	ご意見等（概要）	回答
施策No. 6 湘南国際村めぐりの森について				
1	9	名 執 委 員	9 ページに「環境共生サイト」と記載があるが、これは「自然共生サイト」の間違いなのではないか。	ご指摘の通り誤記のため、修正しました。
施策No. 1 「気候変動等に適応する樹林地の保全」のナラ枯れについて				
2	3, 15, 19	林 委 員	未着手の施策について、未着手である理由や、今後の実施予定の状況などを記載するべきではないか。	未着手となっていた2施策について、再度状況調査を行ったところ、令和5年度時点で着手していたことが判明したため、未着手から着手に変更のうえ、取り組み実績を追記しました。 《12》保存樹木指定の検討： 「よこすかの植生調査」及び「保全すべき自然植生」を基に、保全が望まれるエリア等の調査を実施し、既に既存の指針や制度等により、保全策が取り組まれていることを確認しました。今後、既存の指針や制度等による新規樹木の保全の可能性について確認し、保存樹木指定の必要性の有無について判断します。 《22》谷戸地域のみどりの再生に向けた検討 谷戸地域は空き家や空地が増え続けていることから、自然環境の再生を進めていくことを検討しました。その結果、居住者からは従来の生活やコミュニティを続けたい旨の意見があったため、今後住民の意見も聞き入れながら、谷戸地域の自然環境の再生について検討していきます。
庁内照会				
3	21	公園建設課	施策No. 4 グリーンインフラに寄与する取り組みに公園の透水性舗装の追加	指摘の通り追加しました。
4	17, 21	公園管理課	施策No. 16 と施策No. 25 の表の実績がR4 になっている	表の実績をR5 に修正しました。
5	21	公園建設課	施策No. 25 今後の予定の「講演」を「公園」に修正	指摘の通り修正しました。
6	22	公園建設課	今後の予定「追浜公園の3 塁側トイレの回収に向けた設計」を削除してほしい	指摘の通り修正しました。

横須賀市みどりの基本計画

令和5年度（2023年度）年次報告書



野比小学校 5年 仮屋ほのかさん

令和6年度 環境ポスターコンクール 地球もわたしも元気になるで賞

横須賀市

はじめに

本市は首都圏にありながら、海洋環境、緑地環境、またそこに生息する生物をはじめとする多様な自然環境に恵まれていることが魅力のひとつとなっています。本市ではこれら多様な自然・緑地環境を総括して「みどり」と称し、この「みどり」を守り、整備していくため、平成9年3月に「横須賀市緑の基本計画」を策定しました。

その後本市では社会情勢の変化、環境問題の多様化、関連法令の改正にあわせ、平成22年3月に計画の見直しを行い、平成28年3月には新たな10年計画となる「横須賀しみどりの基本計画」を策定しました。

令和4年3月に、現行計画の「横須賀しみどりの基本計画」が計画期間の折り返しとなることから、見直しを行い、「横須賀しみどりの基本計画中間見直し」を策定しました。この見直しでは、現行計画の実効性を高める観点から、課題を精査するとともに、推進施策の取り組み状況の点検、評価を行い、計画後半で効率的かつ重点的に施策に取り組むための施策整理を行いました。

本報告書は「横須賀しみどりの基本計画中間見直し」第Ⅲ章で示されている推進施策に関して、令和5年度の実績と取り組みをまとめています。計画期間の後半となる今後も長期的な視点に立ち、目標達成に向けてさらなる施策の推進を行ってまいります。

本報告書により、本市のみどりに関する取り組みにご理解いただき、今後ともみどりの基本計画の推進に関するご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

目 次

はじめに

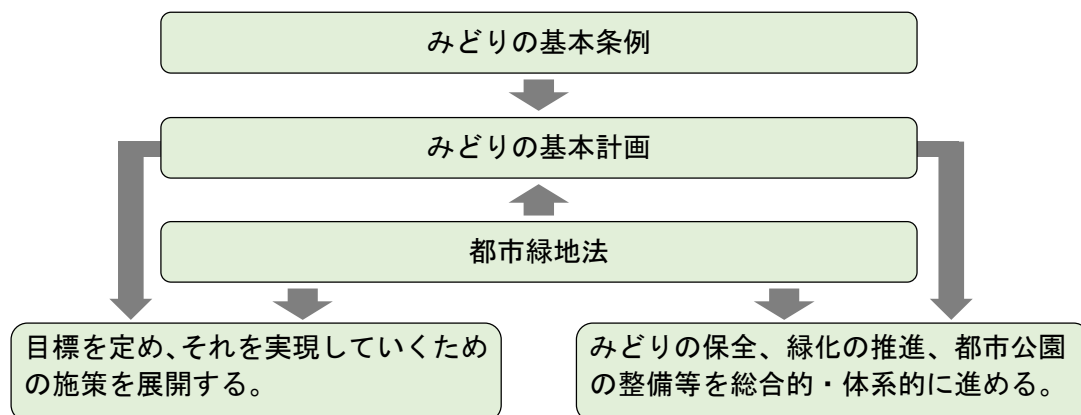
目次

1	計画の概要	1
2	令和5年度の目標達成状況	5
3	推進施策の実績	7
	新たな視点で取り組む推進施策	9
	大柱【Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策	13
	大柱【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策	20
	大柱【Ⅲ】みんなでみどりを保全・創出するための推進施策	28

1 計画の概要

(1) みどりの基本計画とは

- ・「横須賀市みどりの基本計画」(以下、みどりの基本計画)は、みどりの基本条例(平成23年4月施行)第9条及び都市緑地法第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」のことです。



- ・都市のみどりを対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」や「みどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示しています。
- ・これにより「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備等」の施策を総合的に進めていくことができ、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出することができます。

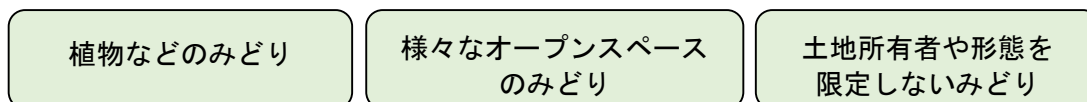
(2) 計画の目標年度

- ・計画の目標年度は、令和7年度(2025年度)とし、概ね10年間の計画とします。しかし、みどりを守り、つくる取り組みは、長期的な視点に立って計画し、実施していく必要があるため、今後の将来像(=あるべき姿)を見据えた計画とします。

計画の名称	H27	28	29	30	R3	4	8	12	13
みどりの基本計画	改定	(計画の期間) 概ね10年間 (平成28～令和7年度)						次期計画	
《関連条例》									
みどりの基本条例	●				●		●	●	●
環境基本条例	⊕				⊕		⊕	⊕	⊕

(3) 計画の対象

- ・本計画で対象とする「みどり」は、「植物」だけでなく「様々なオープンスペース」「土地所有者や形態を限定しないみどり」など、幅広いものを対象とします。また、これらの「みどり」の保全・創出によって、生物多様性の確保に貢献していきます。



※みどりの中で生育・生息・繁殖する生物も、本計画で取り扱います。

(4) 計画の体系

基本理念

人と自然が共生し、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ



みどりの将来像

多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた「みどりの中の都市」



みどりの将来像の実現に向けた目標

みんなの力で「みどりの量を維持・向上させるとともに質を高めます」



7つの基本方針		14の施策展開の方向	
1	みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育て、活かすとともに、そのみどりと親しみ、みどりを大切にする意識を未来の人々に継承します	1	みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携
		2	みどりを活かし親しみながら、みどりを大切にする意識と活動を未来へ継承する取り組みの推進
2	安全・安心の確保に寄与するみどりを守り、つくり、再生するとともに、みどりを安全な状態に保ちます	3	安全・安心の確保に寄与するオープンスペースの整備
		4	防災性を高めるための樹林地の維持・管理と、安心して利用できるみどりの場づくり
3	生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保ちます	5	多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出
		6	みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進
4	市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成します	7	みどり豊かな市街地の形成
		8	みどりに親しめる身近な公園・緑地等の適正配置及び維持管理
5	人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かします	9	交流の場となるみどりの充実と、それらをつなぐプロムナードなどの充実
		10	交流の場となるみどりをより身近に親しめるプログラムの充実
6	横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生します	11	都市の街なみと調和した目に見えるみどりの保全・創出
		12	自然的景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・創出
7	地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化に適応するとともに、自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します	13	地球温暖化に対応（緩和策・適応策）したみどりの保全・創出
		14	骨格となる丘陵部のみどりや自然環境を支えるみどりの保全



4つの新たな視点で取り組む推進施策と、これまでの施策を整理して統合・集約した42の施策を合わせた46の推進施策（事業・制度など具体的な施策）

(5) 推進施策

横須賀市みどりの基本計画中間見直し策定により、施策数を 60 から 46 に変更しています。
また、施策の目標が数値ではなく、施策の性質上、毎年度の進行管理に適さない一部の施策(表中の※のついた施策)については、報告すべき事項がある場合にのみ年次報告をします(横須賀市みどりの基本計画中間見直し P. 42 参照)。

新たな視点で取り組む推進施策

施策展開項目（中柱）	No.	推進施策（小柱）	取組状況
新たな視点で取り組む推進施策	1	気候変動等に適応する樹林地の保全	継続
	2	生物多様性の確保に向けた取組	継続
	3	生産緑地の保全に向けた取組	継続
	4	新たな制度等の取組	継続

大柱【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）	No.	推進施策（小柱）	取組状況
1 まとまりのあるみどりを守る	5	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	継続
	※6	「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	継続
	※7	（仮称）三浦半島国営公園の誘致の推進	継続
	※8	自然保護奨励金制度による支援の継続	継続
2 様々な法令に基づき、みどりを守る	9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	継続
	10	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	継続
	11	土地利用調整関連条例（市）の適切な運用	継続
	※12	保存樹木指定の検討	着手
3 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る	13	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	継続
	※14	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	継続
	15	指定文化財（天然記念物）の保全の継続	継続
	16	水辺環境の保全と再生の推進	継続
	17	外来生物対策の推進	継続
4 みどりの安全性を高める	※18	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	完了
5 市街地のみどりを守る	19	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	継続
	20	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	継続
	※21	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	継続
	※22	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	着手
6 農地のみどりを守る	23	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	継続

大柱【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策

施策展開項目（中柱）	No.	推進施策（小柱）	取組状況
1 身近にふれあえる みどりの充実	24	横須賀エコツアーの推進	完了
	25	市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり	継続
	26	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	継続
	27	自然とふれあえる公園や生物多様性に配慮した公園の整備・管理	継続
	28	安全・安心と防災力のある公園づくり	継続
	29	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進	継続
2 公共施設のみどりを つくる	30	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	継続
	31	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	継続
	32	【河川】河川環境の整備の推進	継続
	33	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理 ガイドラインの適切な運用	継続
3 民有地のみどりを つくる	34	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	継続
	※35	記念植樹の促進に向けた検討	継続
4 様々な法令や制度に 基づき、みどりをつくる	※36	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	継続
	37	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	継続

大柱【Ⅲ】みんなでみどりを保全・創出するための推進施策

施策展開項目（中柱）	No.	推進施策（小柱）	取組状況
1 みどりを次世代に 引き継いでいく	※38	継承の森における活動の推進	継続
	※39	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	継続
	※40	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	継続
	41	自然に関する環境教育・環境学習の実施	継続
	※42	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報 発信の推進	継続
2 様々な主体との連携	※43	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	継続
	※44	産・学・官の連携によるプログラムの検討	継続
3 みんなのみどりをみんな で守り、つくり、再生し、 育てながら活かす	※45	市民による花いっぱい運動の実施	継続
	※46	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	継続

取組状況 継続：従前より実施しており、継続して着実に実施し、報告する事項がある施策
 継続：従前より実施しており、継続して着実に実施し、報告する事項がない施策
 着手：令和4年度に、新たな取り組みを実施した施策
 未着：令和4年度は未着手だが、令和5年度以降、計画期間内に検討を進める施策
 完了：目標が達成されたため、取り組みが終了した施策
 ※：施策の目標が数値ではなく、施策の性質上、毎年度の進行管理に適さないため、
 報告すべき事項がある場合にのみ年次報告をする施策

網掛けの施策は今年度の年次報告を省略する施策

取組状況の見方は、P. 8 参照

2 令和5年度の目標値達成状況

みどりの基本計画では、46の推進施策それぞれに目標等を設定していますが、うち9施策については目標値を設定しています。以下では、令和5年度の指標達成状況及び令和4年度までの達成目標を記載し、それぞれの指標の進捗状況を示しています。

施策 No.	①推進施策	②目標※ ¹	③令和4年度実績
5	近郊緑地保全区域及び 近郊緑地特別保全地区の 土地利用制限等による保全の継続	現状維持：2地区、 1,012.0ha (特別地区244ha) ①衣笠・大楠山近郊緑地 保全区域 685.0ha(49.5ha) ②武山近郊緑地保全区域 327.0ha(194.5ha)	現状維持：2地区、 1,012.0ha (特別地区244ha) ①衣笠・大楠山近郊緑地 保全区域 685.0ha(49.5ha) ②武山近郊緑地保全区域 327.0ha(194.5ha)
9	保安林制度の適切な 運用による保全の継続	現状維持：53.6ha	53.6ha
10	風致地区制度の運用による良好な 風致の維持と保全の推進	現状維持：5地区、 1,355.7ha	5地区、1355.7ha
13	自然林保全制度の運用 《みどりの基本条例第18条に関連》	保全契約の継続：3地区	3地区
15	指定文化財（天然記念物）の 保全の継続	指定地区の継続：6地区	6地区
23	農業振興地域整備計画に基づく 農業振興の継続	現状維持：332.2ha	332.2ha
30	【港湾】港湾緑地などの 維持・整備の推進	整備実績： 10箇所、11.6ha	9箇所、11.1ha
31	【道路】道路のみどりの維持と 緑化の推進	街路樹の現状維持： 15,658本	15,256本
37	緑地協定制度の継続	既協定区域の継続： 24区域、98.3ha	24区域、100.4ha

④令和5年度実績※ ²	⑤前年度(R4)との比較	⑥目標との比較※ ³
現状維持：2地区、 1,012.0ha (特別地区244ha) ①衣笠・大楠山近郊緑地 保全区域 685.0ha(49.5ha) ②武山近郊緑地保全区域 327.0ha(194.5ha)	増減なし	増減なし
53.6ha	増減なし	増減なし
5地区、1355.7ha	増減なし	増減なし
3地区	増減なし	増減なし
6地区	増減なし	増減なし
332.1ha	-0.1ha	-0.1ha
9箇所、11.1ha	増減なし	残り1箇所、0.5ha
14,925本	331本減	733本減
24区域、100.4ha	増減なし	0区域、2.1ha増

※1 目標の基準値は、みどりの基本計画中間見直し策定時点のものです。

※2 令和5年度実績のうち、網掛け部分は、令和4年度実績からの増減があったものです。

※3 目標との比較の列のうち、網掛け部分は、目標設定時（みどりの基本計画中間見直し策定時）からの増減があったものです。

※4 各施策の増減の主な要因は、次ページ以降で示す施策ごとの進捗状況に記載しています。

3 推進施策の実績

■実績の表の見方（10 ページ以降の表）

横須賀市みどりの基本計画中間見直し（令和4年3月）第Ⅲ章で示している46の推進施策ごとに、下記の表を用いて実施状況を示しています。

推進 施策	《1》気候変動等に適応する樹林地の保全
方針等	気候変動等を考慮した樹林地の安全性向上に関する保全手法の検討等を行う。
目標	・調査、検討、助成
R5実績	・ナラ枯れの被害調査を実施した。 被害面積：0.02ha（前年度比：-0.21ha） ・ナラ枯れ被害木処理支援補助事業、既設宅地立木伐採工事助成制度を運用し、樹林地の安全性向上を図った。 ・武山近郊緑地特別保全地区内にて、横須賀市有林を試験的に整備する樹林地管理モデル事業を実施した。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・継続してナラ枯れの被害状況を調査する。 ・ナラ枯れ被害木処理支援補助事業は令和5年度をもって終了する。既設宅地立木伐採工事助成制度については、引き続き適切に制度を運用する。 ・樹林地管理モデル事業を継続して実施する。令和6年度は整備箇所のモニタリングの実施と、間伐により発生した木材の活用方法を検証する。 ・国交省が提唱する樹林地の機能維持増進事業について、情報を収集し、横須賀市有林にて実施する。 ・横須賀市内の樹林地の整備を効果的に進めるため、樹林地整備方針を策定する。
担当部課	建設部自然環境・河川課

※上記の内容は一例です。

推進施策

- ・施策番号と施策名を記載しています。

方針等

- ・計画書で示されている「方針等」の内容を記載しています。

目標

- ・計画書で示されている「目標」の内容を記載しています。

R5実績

- ・令和5年度の実績を記載しています。

取組状況

- ・取組状況を4つに分類し、以下のいずれかを記載しています。

	記載例	報告の有無	施策数	該当施策
1	【継続実施】従前より取り組んでおり、継続して着実に実施した。	有り	30	(省略)
		無し	12	(省略)
2	【着手】令和5年度に、新たな取り組みを実施した。	有り	2	《12》保存樹木指定の検討 《22》谷戸地域のみどりの再生に向けた検討
		無し	0	
3	【未着手・検討予定】令和5年度は未着手だが、令和6年度以降、計画期間内に検討を進める。	有り	0	
		無し	0	
4	【完了】目標が達成されたため、施策としての取り組みが終了した。	有り	1	《24》横須賀エコツアーの推進
		無し	1	《18》公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施
	合計		46	

今後の予定

- ・令和6年度以降の予定を記載しています。

担当部課

- ・令和5年度に、当該施策を担当・関係する課名等を記載しています。

新たな視点で取り組む推進施策（No. 1 ～ 4）

主な取り組み状況

●進捗状況について

4 施策すべてにおいて、従前より取り組みました。

●主な取り組み状況と今後について

本項はみどりの基本計画中間見直しの策定にて、計画期間後半において特に注力すべき事項として定めた、新たな視点で取り組む施策である。荒廃した樹林地の管理や里山的環境の保全は、近年の気候変動への適応、斜面林と隣接した住宅地の安全性向上、生物多様性確保といった課題解決のために、重要な取り組みである。

樹林地管理については、樹林地の管理や活用の在り方を考えるための試験的運用として、樹林地管理モデル事業を実施した。具体的には、設定したモデル区域内で間伐や粗朶柵の設置を実施するとともに、間伐で発生した木材を有効活用するなどして、その後の効果を検証するものである。令和5年度は間伐をはじめとした樹林地の整備を中心に実施しており、令和6年度に発生材の活用や、モデル地区内でのモニタリング調査を実施して、横須賀市の特色に見合った管理方法を模索していく。

また、ナラ枯れの新規被害面積は、令和2年度をピークに減少しており、令和5年度は0.02haと、大きく減った。神奈川県報告によると、県北の一部地域を除いて、減少傾向にあることから、広域的にカシノナガキクイムシの生息密度が低下しており、今後被害が収束していくと思われる。

里山的環境の代表地である長坂緑地と野比かがみ田緑地では、自然観察会や講習会といった利活用を継続して実施しており、去年「認定相当」の評価を受けた野比かがみ田緑地は、正式に自然共生サイトに認定された。今後は長坂緑地も自然共生サイトの登録を目指し、生物多様度の高い場所での自然環境の保全を図る。

グリーンインフラについては、近年導入への機運が高まっていることから、本市でも導入事例や情報の収集を行っている最中であり、今後も引き続き情報収集を行うとともに、具体的な取り組み方法について検討していく。

推進 施策	《1》気候変動等に適応する樹林地の保全
方針等	気候変動等を考慮した樹林地の安全性向上に関する保全手法の検討等を行う。
目標	・調査、検討、助成
R5実績	・ナラ枯れの被害調査を実施した。 被害面積：0.02ha(前年度比：-0.21ha) ・ナラ枯れ被害木処理支援補助事業、既設宅地立木伐採工事助成制度を運用し、樹林地の安全性向上を図った。 ・武山近郊緑地特別保全地区内にて、横須賀市有林を試験的に整備する樹林地管理モデル事業を実施した。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・継続してナラ枯れの被害状況を調査する。 ・ナラ枯れ被害木処理支援補助事業は令和5年度をもって終了する。既設宅地立木伐採工事助成制度については、引き続き適切に制度を運用する。 ・樹林地管理モデル事業を継続して実施する。令和6年度は整備箇所のモニタリングの実施と、間伐により発生した木材の活用方法を検証する。 ・国交省が提唱する樹林地の機能維持増進事業について、情報を収集し、横須賀市有林にて実施する。 ・横須賀市内の樹林地の整備を効果的に進めるため、樹林地整備方針を策定する。
担当部課	建設部自然環境・河川課

【参考】横須賀市内のナラ枯れの当年新規被害面積の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規被害面積	0.30ha	0.45ha	8.29ha	2.98ha	0.23ha	0.02ha



樹林地管理モデル事業 実施前(左)と実施後(右)

推進 施策	《2》生物多様性の確保に向けた取組		
方針等	みどりの基本計画と生物多様性地域戦略の一体化に向けた検討を行う。また、里山的環境保全・活用事業の民間参入に向けた体制の整備を行う。さらに、生物多様性の確保に向けた取組の実施・活用を図る。		
目標	・ 検討、体制整備、再生・活用事業の実施		
R 5 実績	・ 長坂緑地内において、生物多様性の確保と、市民に水辺環境とふれあえる場を提供するため、復田作業を行った。		
	・ 横須賀市里山推進連携会議、長坂緑地里山活動連絡会を運営・開催した。		
	・ 長坂緑地で里山ボランティア育成講習会、収穫祭、自然体験会、田んぼ学校などを開催した。（収穫祭は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため規模縮小）		
	【実績】		
	里山ボランティア育成講習会 全11回（1回雨天中止）	参加人数：8人	
	収穫祭（長坂緑地里山活動連絡会と共催）	参加人数：90人	
R 5 実績	自然体験会（長坂緑地里山活動連絡会主催）4回開催	総参加人数：163人	
	田んぼ学校（荻野小）	参加人数：24人	
	・ 長坂緑地の一部エリアを「民官連携里山エリア」として、令和4年度に活動団体を公募・選定し、令和5年度から活動を開始した。また、当該団体で組織する長坂緑地里山活動連絡会を設立し、調整・協議を行った。		
	・ 自然観察会：横須賀市内の生物を市民に調査してもらう仕組みを作るための取り組みとして、「いきもの調査隊」を募集し、長坂緑地で自然観察会を2回実施。 参加人数：5/14 9組22人、9/16 7組18人		
	・ 自然環境調査 ①海岸環境の自然環境調査を、博物館学芸員及び自然環境団体とともに長浜、県立観音崎公園で7回実施。		
	②ホテル調査（松越川、荻野川、西逸見ホテルの里、田浦泉町）		
R 5 実績	・ 学区の自然体験事業 12校32回、延べ1,861人		
	・ 環境省の自然共生サイトに、野比かがみ田緑地を申請した。審査の結果「認定」された。		
	取組状況		
	【継続実施】		
	今後の 予定	・ 引き続き里山再生活動を継続し、市民が参加できるイベントや講習会を開催する。	
		・ 長坂緑地内で活動団体とともに民官連携里山エリアを含めた「里山ゾーン」で引き続き環境再生活動を実施し、生物多様性の確保及び市民への水辺環境とふれあえる場の提供を目指す。	
・ 令和6年度から開催する横須賀市里山推進連携会議を通じて、活動者間での情報交換や連携を図り、有識者から活動に関する学術的・専門的な提言を受ける。			
・ 引き続き「いきもの調査隊」を募集し、調査隊の研修の一環として自然観察会を、年2回開催する。			
・ 河川環境での生物調査を、博物館学芸員及び自然環境団体とともに年約4回実施する（対象生物によって時期を変えて実施）。			
・ 学区の自然体験事業を12校で実施し、体験プログラムにより生物多様性を学ぶ機会を作る。			
今後の 予定	・ 長坂緑地を、環境省の「自然共生サイト」に申請する。また、市内の生物多様性を保全している他の場所についても、申請を検討する。		
	・ 民間企業等に、自然共生サイトの情報を提供し、周知のために働きかける。		
	・ 野比かがみ田緑地の自然と触れ合い、生物多様性について学ぶ機会を市民に提供するために、自然観察会を実施する。		
	・ 野比かがみ田緑地の指定管理者主催の自然観察会やアドバイザー会議に参加することにより情報共有し、野比かがみ田の再生、保全状況を把握する。		
	担当部課		
	建設部自然環境・河川課		

推進 施策	《3》生産緑地の保全に向けた取組
方針等	良好な都市環境の形成や災害防止等の多様な機能がある生産緑地の保全のため、特定生産緑地への移行促進を行う。
目標	・生産緑地の保全、適正な制度運用
R5実績	・生産緑地保全状況について確認を行った。 ・生産緑地：168地区、25.1ha(前年度比増減なし) ・特定生産緑地について、関係機関と協力し、地権者に対して説明及び申請受付を行い、指定した。(令和5年度時点：18.6ha)
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・継続して生産緑地の維持保全を図る。 ・継続して特定生産緑地について、関係機関と協力し、地権者に対して説明及び申請受付を行い、指定する。
担当部課	経済部農水産業振興課

推進 施策	《4》新たな制度等の取組												
方針等	都市緑地法改正に伴う新規制度「市民緑地認定制度」の導入に向けた検討を行う。 また、防災、生物多様性及び健康等に寄与するグリーンインフラの推進を検討する。												
目標	・整備、検討												
R 5 実績	・市民緑地認定制度の導入に向けた情報収集を行った。 ・グリーンインフラに関する研修や講習会に参加し、情報収集を行った。 ・庁内でグリーンインフラの取組み等の情報収集を行った。 【グリーンインフラに寄与する施設等の施工実績】 <table><tr><th>施設名称</th><th>種類</th><th>数量等</th></tr><tr><td>道路</td><td>透水性舗装</td><td>4 件 1922. 5m2</td></tr><tr><td>道路</td><td>浸透樹</td><td>1 件 3 基</td></tr><tr><td>公園</td><td>透水性舗装</td><td>1 件 112. 9m2</td></tr></table>	施設名称	種類	数量等	道路	透水性舗装	4 件 1922. 5m2	道路	浸透樹	1 件 3 基	公園	透水性舗装	1 件 112. 9m2
施設名称	種類	数量等											
道路	透水性舗装	4 件 1922. 5m2											
道路	浸透樹	1 件 3 基											
公園	透水性舗装	1 件 112. 9m2											
取組状況	【継続実施】												
今後の 予定	・引き続き市民緑地認定制度の導入に向けた情報収集を行う。 ・グリーンインフラに関する情報収集を続け、取り組み方法の検討を行う。 ・透水性舗装など、グリーンインフラの整備実績の情報収集を行う。 ・流域治水の観点から、河川流域の安全性に関する調査、取り組みについて検討する。												
担当部課	建設部自然環境・河川課												

大柱【Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策（No. 5～23）

主な取り組み状況

●中柱ごとの進捗状況について

中柱 1 まとまりのあるみどりを守る（4 施策）

すべて従前より取り組んでおり、継続して着実に実施しました。

中柱 2 様々な法令に基づき、みどりを守る（4 施策）

うち 3 施策は従前より取り組んでおり、《12》保存樹木指定の検討について、令和 5 年度に着手しました。

中柱 3 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る（5 施策）

すべて従前より取り組んでおり、継続して着実に実施しました。

中柱 4 みどりの安全性を高める（1 施策）

目標を達成し完了しました。

中柱 5 市街地のみどりを守る（4 施策）

うち 3 施策は従前より取り組んでおり、《22》谷戸地域のみどりの再生に向けた検討について、令和 5 年度に着手しました。

中柱 6 農地のみどりを守る（1 施策）

従前より取り組んでおり、継続して着実に実施しました。

●主な取り組み状況と今後について

本項では、数値目標が掲げられている施策が 6 施策あり、農業振興地域農用地が住宅地の建設によりわずかに減少したが、それ以外は前年度からの変更はなく、みどりの保全に関連する区域数や面積については、おおむね現状を維持したといえる。一方でこれらの区域のうち、近郊緑地特別保全地区では、凍結的な管理による樹林地の荒廃が課題となっていたが、都市緑地法の改正により樹林地の機能維持増進の機運が高まったことから、《1》「気候変動等に適応する樹林地の保全」で記述した樹林地管理モデル事業の結果を基に、今後樹林地の機能維持増進を目的とした森林整備を進めていく。

生物多様性の確保に向けた取り組みでは、野比かがみ田緑地にて自然観察会の実施や保全事業が行われるなど、昨年に続き水辺環境の保全や再生に向けた動きがみられた。今後もこれらの取り組みを継続し、水辺環境の利活用と保全を進めていく。また、《17》「外来生物対策の推進」については、2 年連続で減少していたクリハラリスの捕獲頭数が 3 年ぶりに 4,000 頭台を超えたほか、アライグマの捕獲頭数も前年と比較して大きく増加した。令和 5 年度は花卉類の被害も報告されたことから、果実類等の餌資源の不作による捕獲効率の上昇が捕獲数の増加の一因となったと考えられる。今後も捕獲事業を継続し、長期的な視点で特定外来生物の動向を注視する。

【大柱Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策	
中柱１ まとまりのあるみどりを守る	

推進 施策	《５》近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の 継続
方針等	「首都圏近郊緑地保全法」及び「都市緑地法」に基づき、土地利用行為の規制や制限を行い、みどりの保全を図る。また、特別地区において、不許可処分となった土地の所有者から申し出があった場合には、土地の買取りに向けた手続きを実施する。さらに、長期的には、取得した樹林地の維持管理手法を検討するとともに、市民がみどりにふれあい、親しむことができる場とすることの可能性について検討していく。
目標	・現状維持：２地区 1,012.0ha（特別地区244ha） ①衣笠・大楠山近郊緑地保全区域 685.0ha（特別地区 49.5ha） ②武山近郊緑地保全区域 327.0ha（特別地区194.5ha） ・土地利用規制及び制限の実施 ・パトロールの実施
R５実績	・近郊緑地特別保全地区内において、土地利用行為の制限等を行った。（許認可等申請件数：３件、うち不許可処分：３件。） ・特別保全地区内土地所有者からの申出に基づき、2.1ha（買入額：4,003万円）の土地の買入を行い、指定地区の保全を図った。 ・樹林地整備モデル事業を実施し、樹林地の維持管理手法について検討を開始した。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・継続して近郊緑地特別保全地区内における土地利用行為の制限を行い、提出された買入申出書を基に、買入を行う。（待機者：７件0.9ha） ・樹林地管理モデル事業を基に、近郊緑地特別保全地区の維持管理について検討する。
担当部課	建設部自然環境・河川課

【大柱Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策	
中柱２ 様々な法令に基づき、みどりを守る	

推進 施策	《９》保安林制度の適切な運用による保全の継続
方針等	「森林法」に基づき、保安林が適切に管理されることや、新たな指定の案件が生じた際の指定に向けた調整などに関し、必要に応じて神奈川県と連携を図る。
目標	・現状維持：53.6ha ・必要に応じ、新規指定に向けた県との連携
R５実績	・保安林指定地区：53.6ha〔前年度比：増減なし〕 ・保安林の適切な維持管理及び指定において、神奈川県と連携を図った。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・引き続き、既指定地区の適切な管理や新規指定の案件が生じた際などに、神奈川県と連携を図る。
担当部課	県、建設部自然環境・河川課

【参考】保安林面積の推移（平成27～令和３年度）

年度	平成28～30年度	令和元～２年度	令和３年度～
保安林面積	53.65ha	53.52ha	53.56ha

推進 施策	《10》風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進
方針等	風致地区条例（市）及び関係法令に基づき、土地利用行為の規制や指導等を行い、風致に優れたみどりの保全を図る。また、必要に応じて、新規指定や拡大指定に関して検討していく。
目標	・現状維持：5地区、1,355.7ha ・土地利用制限の継続 ・パトロールの実施 ・必要に応じ、新規指定等の検討
R5実績	・既指定地区の指定現状を維持した。 ・既指定風致地区：5地区、1355.7ha〔前年度比：増減なし〕 ・既指定地区において、土地利用行為制限の継続やパトロールを実施した。 ・土地利用行為許可審査件数：23件
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・継続して、風致地区条例（市）及び関係法令に基づき、みどりの保全を図る。
担当部課	建設部自然環境・河川課

推進 施策	《11》土地利用調整関連条例（市）の適切な運用（保全）
方針等	「適正な土地利用の調整に関する条例」（市）に基づき、土地利用時における斜面緑地の保全や、景観に配慮した緑化等、みどりと調和した土地利用となるよう調整を図る。
目標	・適切な指導の継続
R5実績	・「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づき開発行為等に対する緑化の指導や斜面緑地の保全指導を実施した。（土地利用等指導件数：47件、3,000㎡以上の開発：6件）
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・継続して、適正な土地利用の調整に関する条例に基づき、みどりの保全を図る。
担当部課	建設部自然環境・河川課

推進 施策	《12》保存樹木指定の検討				
方針等	潜在自然植生等の貴重な樹木の保全のために、これらを重要な樹木として指定する手法について、その必要性を検討していく。				
目標	・重要な樹木としての指定の必要性の検討				
R5実績	・「よこすかの植生調査」及び「保全すべき自然植生」を基に、保全が望まれるエリア等の調査を実施し、既に既存の指針や制度等により、保全策が取り組まれていることを確認した。 【保全が望まれるエリア等と取り組み状況】 <table border="1"> <tr> <td>公園等の公有地</td><td>「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の運用</td></tr> <tr> <td>社寺林等の民有地</td><td>景観重要樹木の指定、文化財(天然記念物)の指定、自然林保全制度の運用</td></tr> </table>	公園等の公有地	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の運用	社寺林等の民有地	景観重要樹木の指定、文化財(天然記念物)の指定、自然林保全制度の運用
公園等の公有地	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の運用				
社寺林等の民有地	景観重要樹木の指定、文化財(天然記念物)の指定、自然林保全制度の運用				
取組状況	【着手】				
今後の 予定	・既存の指針や制度等による新規樹木の保全の可能性について確認し、保存樹木指定の必要性の有無について判断する。				
担当部課	建設部自然環境・河川課				

【大柱Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策
中柱３ 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る

推進 施策	《13》自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》
方針等	民有地に存在する自然植生（自然植生が残された３地区）を保全するため、「自然林保全制度」を適切に運用する。 自然植生が残された３地区：住吉神社（久里浜８丁目），大松寺（小矢部３丁目），三浦正八幡宮（太田和５丁目）
目標	・保全契約の継続：３地区
R５実績	・保全契約の継続（全３地区、面積7,745㎡） ・自然林の保全状況確認を行い、保全の確認ができた自然林の土地所有者に奨励金の交付を行った。（全３地区） ・契約が10年更新であり、R5年度は1件の表彰、契約更新を行った。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・引き続き運用を継続し、自然林の保全を図る。
担当部課	建設部自然環境・河川課

推進 施策	《15》指定文化財（天然記念物）の保全の継続
方針等	「文化財保護条例（県）」及び「文化財保護条例（市）」に基づき、神奈川県と連携しながら既指定の天然記念物の自然林の保全を継続して行っていく。
目標	・指定地区の継続：６地区
R５実績	・国、県、市指定重要文化財管理者に対し、文化財管理奨励金を交付した。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・文化財管理奨励金の交付事務を継続する。
担当部課	県、教育委員会教育総務部生涯学習課

推進 施策	《16》水辺環境の保全と再生の推進						
方針等	多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるビオトープやため池、自然海岸などの水辺環境の保全を行うとともに、公園や学校などの整備等の際は、ビオトープの整備や再生に関して検討していく。また、ビオトープにおける生態系に配慮した水辺環境づくりや維持管理に関するサポート体制に関して検討していく。						
目標	・ビオトープやため池の保全 ・ビオトープの整備、再生、維持管理におけるサポート体制の検討						
R5実績	・光の丘水辺公園にて、指定管理者及びボランティア団体（水辺公園友の会）による自然環境維持・管理や自然観察会等を開催。 ・市内に点在するため池やビオトープの維持管理を実施した。 <table border="0"> <tr> <td>ため池</td> <td>10カ所〔前年度比：増減なし〕</td> </tr> <tr> <td>下水処理施設ビオトープ</td> <td>2カ所〔前年度比：増減なし〕</td> </tr> <tr> <td>学校ビオトープ</td> <td>23カ所（前年度比：増減なし）</td> </tr> </table> ・博物館学芸員及び自然環境活動団体の協力のもと、長浜、県立観音崎公園で生物調査を7回実施した。 ・野比かがみ田緑地の有識者参加のアドバイザー会議に参加し、整備・再生・維持管理方法についてのアドバイスを、指定管理者と確認した。 ・野比かがみ田緑地のモニタリング調査を委託し、再生、保全活動の成果を確認した。 ・野比かがみ田緑地で自然観察会を2回開催した。10/7 9組20人、3/2 12組20人	ため池	10カ所〔前年度比：増減なし〕	下水処理施設ビオトープ	2カ所〔前年度比：増減なし〕	学校ビオトープ	23カ所（前年度比：増減なし）
ため池	10カ所〔前年度比：増減なし〕						
下水処理施設ビオトープ	2カ所〔前年度比：増減なし〕						
学校ビオトープ	23カ所（前年度比：増減なし）						
取組状況	【継続実施】						
今後の 予定	・引き続き、ボランティア団体等による生態系に配慮した水辺環境づくりや維持管理に関し、必要に応じてサポートを行う。 ・老朽化した機器（ろ過器など）がある場合は修繕を行いながら維持管理を行う。 ・水辺環境周辺（通路など）の維持管理を行う。 ・維持管理を円滑に進めるために学校との連携を促進する。 ・再生水（下水処理水を更に砂ろ過した水）を有効活用したビオトープ（2カ所）について、市民に見て楽しんでいただける修景施設として、適切に維持管理していく。 ・ため池の副次的な機能の一つとして生態系に配慮した水辺環境づくりや維持管理について、主たる機能を損なわない範囲内で、ビオトープの整備・再生等の検討が必要となった場合は、検討を実施する。 ・令和6年度は、河川環境の生物調査を実施する。 ・ボランティア団体等による生態系に配慮した水辺環境づくりや維持管理に関し、必要に応じてサポートを行う。 ・多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるようなビオトープやため池、自然海岸などの水辺環境の保全を行うとともに、公園や学校などの整備等の際は、ビオトープの整備や再生に関して検討していく。また、ビオトープにおける生態系に配慮した水辺環境づくりや維持管理に関するサポート体制に関して検討する。 ・野比かがみ田緑地で水質調査（隔年）やモニタリング調査を実施するとともに、自然観察会を開催する。						
担当部課	建設部自然環境・河川課、公園管理課、経済部農水産業振興課、上下水道局技術部水再生課、教育委員会教育総務部学校管理課、博物館運営課						

推進 施策	《17》外来生物対策の推進						
方針等	生態系に対する影響や生活・農業被害の低減を図るため、哺乳類の特定外来生物等（アライグマ・クリハラリス（タイワンリス）・ハクビシン）の排除を行うとともに、三浦半島の生態系に影響を及ぼしている植物の特定外来生物等（オオキンケイギク・トキワツユクサなど）の排除を目指し、体制や手法などを検討していく。また、外来生物による生態系への被害状況や防除の必要性について、市民に広く周知し、防除への啓発等を図る。						
目標	・アライグマ・クリハラリス（タイワンリス）・ハクビシンの防除の推進 ・オオキンケイギク・トキワツユクサなどの排除に向けた手法の検討 ・外来生物対策に関する情報発信						
R 5 実績	・捕獲頭数 <table border="1"> <tr> <td>アライグマ</td><td>356頭</td></tr> <tr> <td>クリハラリス（タイワンリス）</td><td>4,183頭</td></tr> <tr> <td>ハクビシン</td><td>132頭</td></tr> </table> ・オオキンケイギクの生育に関する相談があった場合は、職員が必要に応じて現地を確認し、土地所有者へ情報提供を実施した。また、公有地の場合は各施設管理者に情報提供を行い適切に対応するほか、チラシを配架し周知を行った。	アライグマ	356頭	クリハラリス（タイワンリス）	4,183頭	ハクビシン	132頭
アライグマ	356頭						
クリハラリス（タイワンリス）	4,183頭						
ハクビシン	132頭						
取組状況	【継続実施】						
今後の 予定	・引き続き、各計画及び法令に基づき特定外来生物等の防除等を実施する。						
担当部課	建設部自然環境・河川課						

【参考】特定外来生物等の捕獲数の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アライグマ(頭)	185	294	204	230	356
クリハラリス(頭)	3,004	4,937	3,583	2,661	4,183
ハクビシン(頭)	185	186	183	151	132

【大柱Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策
中柱5 市街地のみどりを守る

推進 施策	《19》市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》
方針等	斜面緑地を土地所有者に持ち続けていただきながら守るため、「市街化区域内樹林地保全支援制度」を適切に運用するとともに、保全対象面積を維持していく。
目標	・適切な運用 ・保全対象面積の維持
R 5 実績	・斜面緑地を土地所有者に継続して持ち続けていただくため、契約に基づき奨励金を交付した。 ・令和5年度民有樹林地保全契約 - 交付件数 : 103件〔前年度比: 7件減〕 - 交付面積 : 32.5ha〔前年度比: 2.2ha減〕 - 奨励金額 : 約127万円〔前年度比: 約9万円減〕
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・継続して制度を運用し、斜面緑地を守るだけではなく、対象要件の変更の可能性を検討する。
担当部課	建設部自然環境・河川課

推進 施策	《20》みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》
方針等	「樹林地等の寄付に関する要綱」に基づき適切な審査を行うとともに、安全にみどりとふれあえる樹林地や山頂または尾根線などの山容を残した良質な樹林地等を主体に積極的な制度運用を行い、良好な樹林地の保全を図る。
目標	・制度運用の継続
R 5実績	・「樹林地等の寄付に関する要綱」に基づき、適切に業務を遂行した。 寄付受納件数：1件（0.67ha：衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区）
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・継続して寄付制度を運用する。
担当部課	建設部自然環境・河川課

推進 施策	《22》谷戸地域のみどりの再生に向けた検討
方針等	長期的展望として、土地利用の動向を踏まえながら、谷戸地域におけるみどりの再生について、検討していく。
目標	・（長期的視点）谷戸地域のみどりの再生の検討
R 5実績	・谷戸地域は空き家や空地が増え続けていることから、自然環境の再生を進めていくことを検討した。その結果、居住者からは従来の生活やコミュニティを続けたい旨の意見があった。
取組状況	【着手】
今後の 予定	・住民の意見も聞き入れながら、谷戸地域の自然環境の再生について検討していく。
担当部課	建設部自然環境・河川課

【大柱Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策
中柱6 農地のみどりを守る

推進 施策	《23》農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続
方針等	農業振興地域整備計画に基づく農業振興により、「農業振興地域内農用地」の保全を図る。
目標	・現状維持：332.2ha
R 5実績	・農家住宅の建設により農業振興地域内農用地の区域面積が減少した。 農業振興地域内農用地：332.1ha〔前年度比：0.1ha減〕 ・農業振興地域内農用地の保全を図った。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・引き続き、農業振興地域整備計画に基づく農業振興により、「農業振興地域内農用地」の保全を図る。
担当部課	経済部農水産業振興課

大柱【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策（No.24～37）

主な取り組み状況

●中柱ごとの進捗状況について

中柱 1 身近にふれあえるみどりの充実（6 施策）

従前より取り組んでおり、うち 1 施策は完了し、残りの 5 施策は継続して着実に実施しました。

中柱 2 公共施設のみどりをつくる（4 施策）

すべて従前より取り組んでおり、継続して着実に実施しました。

中柱 3 民有地のみどりをつくる（2 施策）

すべて従前より取り組んでおり、継続して着実に実施しました。

中柱 4 様々な法令や制度に基づき、みどりをつくる（2 施策）

すべて従前より取り組んでおり、継続して着実に実施しました。

●主な取り組み状況と今後について

公園関係では、公園の再整備や民間連携の機運が高まっており、令和 5 年度は久里浜 1 丁目公園の全面供用開始や長井海の手公園（ソレイユの丘）のリニューアルオープンといった公園の整備事業が目立った。現在、Prak-PFI をはじめとする民間連携による公園活用の機運が高まっていることから、今後も横須賀市では三笠公園のリニューアルや大矢部弾庫跡地の活用において、民間連携を利用した公園の効率的・効果的な整備、活用を促進していく。

一方で街区公園等では、急激な人口減少と少子化、それに伴う財政の縮小により、全ての街区公園等において従来通りの機能、設備を維持することが困難となっている。そのため、令和 3 年度に策定した「都市公園の管理・整備の方針」により、街区公園等の機能を地域のニーズにあわせて集約、再編することを目指している。今後、再整備実施に向けたモデル地区を選出し、公園の機能再編の足掛かりとする予定である。

道路緑政では、《31》「【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進」にて街路樹の現状維持を目標としているが、老木、枯損木及び台風等の被害による倒木の撤去が続いており、ここ数年街路樹の本数は減少傾向にある。街路樹については、令和 3 年度に制定した「街路樹整備ガイドライン」にて、道路の安全確保を第一とした方策を打ち出している。車～歩行者間の視認性の向上等、安全性を最優先にした街路樹の管理をすすめていく。

また、横須賀エコユアでは、サポート協会を解散したことから、施策としての取り組みは完了とする。今後は《46》「自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進」の取り組みとして、広報紙や SNS 等を活用した支援活動を行っていく。

【大柱Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策	
中柱 1 身近にふれあえるみどりの充実	

推進 施策	《24》横須賀エコツアーの推進
方針等	本市の魅力ある自然観光資源を守りながら身近にふれあうことができる「エコツアー」を推進する。
目標	・エコツアーの実施 ・新たな実施地区の検討：走水低砲台跡、荒崎周辺
R 5 実績	・推進施策《46》自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進の中で、エコツアー団体も自然環境活動団体に含め、後援し、イベントを広報よこすか、SNSに掲載する等の支援を実施
取組状況	【完了】
今後の 予定	《24》横須賀エコツアーの推進は終了したが、エコツアー団体は、推進施策《46》自然環境活動団体の団体として支援を継続する。
担当部課	建設部自然環境・河川課

推進 施策	《25》市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり
方針等	年代別の人口状況や、各世代の多様なニーズを把握し、身近な公園の適切な維持管理に努める。これにより、地域コミュニティの活性化や心身の健康の増進等につながる質の高い公園づくりを行う。また、公園づくりの際には、パークマネジメントの視点を積極的に取り入れる。
目標	・モデル地区を設定し、地域に応じた公園機能の再編・集約の検討 ・地元町内会等のローカルルールによる公園の整備・管理の検討
R 5 実績	・地域からの要請に応じ、公園施設等の修繕や利用に関する注意看板の掲出等を実施した。 ・地域ニーズを踏まえた街区公園等の公園機能の再整備を実施する対象区域の検討に着手した。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・地域ニーズに沿った維持管理の継続。 ・継続して公園機能の再整備を実施する対象区域（モデル地区）の候補選定に向けた調査・検討を行う。
担当部課	建設部公園管理課、公園建設課

推進 施策	《26》 集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理
方針等	交流の拠点となる公園や歴史的・文化的資産と一体となった公園について、様々な整備手法の導入や、利活用を促進することで、地域のブランド力の向上や魅力の向上、交流人口の増加を目指す。また、公園の整備・管理の際には、パークマネジメントの視点を積極的に取り入れる。
目標	・交流の拠点となり、地域の活性化につながる公園の整備・管理・活用の検討 ・スポーツや音楽等のエンターテインメントイベントへの活用促進 ・ルートミュージアム関連施設の保全・活用
R5実績	・猿島公園にてアートイベントを開催。 ・久里浜1丁目公園（F・Marinos Sports Park -Tricolore Base Kurihama-）の整備を完了し、全面供用開始した。 ・追浜公園野球場の音響設備、内野人工芝の改修工事を実施した。 ・佐原2丁目公園サッカー場の人工芝改修工事を実施した。 ・不入斗公園陸上競技場の改修工事を実施した。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・プロスポーツ練習拠点について各チームと連携し、利活用の幅を広げる。
担当部課	建設部公園管理課、公園建設課



全面供用を開始した久里浜1丁目公園

推進 施策	《27》 自然とふれあえる公園や生物多様性に配慮した公園の整備・管理
方針等	自然環境を有する公園や生物多様性の確保に寄与する都市公園等の適切な維持管理と活用を継続して行う。また、公園の整備・管理の際には、グリーンインフラの視点から検討する。
目標	・野比かがみ田緑地、(仮称)長坂緑地の保全・活用 ・自然環境に配慮した公園の適切な維持管理の推進
R 5 実績	・長坂緑地の一部エリアを「民官連携里山エリア」として、令和4年度に活動団体を公募・選定し、令和5年度から活動を開始した。また、当該団体で組織する長坂緑地里山活動連絡会を設立し、調整・協議を行った。 ・NPO法人三浦半島生物多様性保全、日本自然保護協会、(株)ラッシュジャパン、横須賀里山田んぼ倶楽部、横須賀市の5者で締結した「サシバプロジェクト協定」に基づき復田及び環境再生活動を実施。 ・野比かがみ田緑地のモニタリング調査を委託し、再生、保全活動の成果を確認した。 ・野比かがみ田緑地で指定管理者の自主事業として水生生物観察会、ホタル観察会を実施した(延べ35人参加)。 ・長坂緑地のトイレ新築工事・上水道敷設工事を実施した。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・引き続き指定管理者による適切な維持管理と観察会等の事業を実施する。 ・長坂緑地において市民協働・民官連携による里山的環境の保全と活用を継続する。 ・「サシバプロジェクト」は民官連携里山エリアでの活動として、継続実施する。 ・令和4年度に選定した活動団体とともに、民官連携里山エリアを含む「里山ゾーン」で引き続き環境再生活動を実施する。 ・野比かがみ田緑地で水質調査(隔年)やモニタリング調査を実施するとともに、自然観察会を開催する
担当部課	建設部公園管理課、公園建設課、自然環境・河川課

推進 施策	《28》 安全・安心と防災力のある公園づくり
方針等	誰もが安心して利用できるための施設整備や、老朽化した施設の更新を計画的に進める。また、地域防災計画等の位置付けを踏まえ、災害時の避難拠点となる公園の維持や安全性を優先した管理を行う。
目標	・公園施設のバリアフリー化、老朽化への対策 ・避難拠点となる公園の適切な維持管理
R 5 実績	・全公園で有資格者による遊具点検を実施した。 ・7公園20施設の遊具等の改修を実施した。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・日常点検と合わせ、国の指針に沿った毎年の遊具定期点検を実施する。 ・継続して老朽化した公園施設のリニューアルやバリアフリー化を実施する。
担当部課	建設部公園管理課、公園建設課

推進 施策	《29》 効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進
方針等	Park-PFIや指定管理者制度等を活用し、民間のノウハウを活かした質の高いサービスの実現や公園の利活用を促進する。また、施設やイベントの情報を積極的・効果的に発信することで、市の内外を問わず幅広い世代に広く周知を図る。 加えて、都市公園法の改正等による新たな取組についても、必要に応じて導入の可能性について検討する。 また、都市計画決定後、長期にわたり一部または全部が未着手となっている公園・緑地があり、本市の関連計画や神奈川県「都市計画公園・緑地の見直しのガイドライン」を踏まえ、整備の必要性・実現性・代替性等について検討する。 なお、公園の整備・活用の際には、パークマネジメントの視点を積極的に取り入れる。
目標	・Park-PFIや指定管理者制度を活用した公園の整備・管理の推進 ・様々な媒体を用いた公園等のPRの検討 ・必要に応じて本市で未だ導入されていない都市公園に関する新たな取組に関する検討 ・長期末整備の都市計画公園・緑地の抽出と要因の明確化
R5実績	・長井海の手公園（ソレイユの丘）をリニューアルオープンした。 ・三笠公園でPark-PFIによる再整備に向けて調査、社会実験等を実施した。 ・大矢部弾庫跡地の活用に向けて調査等を実施した。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・三笠公園の再整備に向けて事業者の公募、選定を行う。 ・大矢部弾庫跡地の活用、整備に向けて事業者の公募、選定を行う。
担当部課	建設部公園管理課、公園建設課



大矢部弾庫跡地

【大柱Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策	
中柱 2 公共施設のみどりをつくる	

推進 施策	《30》【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進
方針等	横須賀港港湾計画や港湾環境計画等に基づき、港湾緑地などの港湾施設整備や活用を推進するとともに、施設の整備・改修の際は、その施設の目的を優先しつつ、可能な場合は、自然環境にも配慮した施設づくりを進める。
目標	・新規整備 2箇所：（仮称）長浦西緑地 0.1ha、西浦賀みなと緑地 0.4ha ・適切な維持管理 ・整備、改修時における自然環境への配慮の検討
R 5実績	・港湾緑地の適切な維持管理を行った。 港湾緑地：9カ所、11.1ha ・港湾緑地の整備に向けて関係者と調整を行った。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・引き続き、港湾緑地の適切な維持管理を行う。 ・引き続き、港湾緑地の整備に向けた検討・調整を行う。
担当部課	建設部港湾企画課、港湾管理課、港湾整備課

推進 施策	《31》【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進				
方針等	道路整備時の街路樹等による植栽や、既存街路樹等の適切な維持管理に努めるとともに、枯死等により撤去される際は補植を検討していく。また、ポケットパークなどのオープンスペースの確保に努める。				
目標	・街路樹の現状維持（補植の実施）：道路緑化（街路樹）の実績15,658本 ・道路植栽の適切な維持管理				
R 5実績	【実績】 <table border="1"> <tr> <td>新規植栽</td><td>10本</td></tr> <tr> <td>樹木撤去</td><td>341本</td></tr> </table>	新規植栽	10本	樹木撤去	341本
新規植栽	10本				
樹木撤去	341本				
取組状況	【継続実施】				
今後の 予定	・街路樹整備ガイドラインに沿った街路樹の整備及び維持管理等を行う。 ・街路樹の現状維持及び緑化の推進を進める際、利用者の安全性の確保などの問題が発生することから、本計画期間内に目標等の見直しを行う。				
担当部課	建設部道路整備課、道路維持課				

【参考】街路樹数の推移（令和元～令和5年度）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
街路樹数	15,749本	15,658本	15,464本	15,256本	14,925本

※街路樹数の減少理由：老木、枯損木及び台風等の被害による倒木の撤去。

推進 施策	《32》【河川】河川環境の整備の推進
方針等	生物多様性の確保に配慮した河川の維持管理を行うとともに、河川施設の改修等の際は、生物の生息・生育・繁殖並びに流域治水に配慮した河川となるような整備を推進する。
目標	・適切な維持管理 ・整備、改修時における生物多様性への配慮の検討
R 5 実績	津久井 5 丁目の水路の護岸の改修工事を実施した。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・生物多様性の確保に配慮した河川の維持管理を行うとともに、河川施設の改修等の際は流域全体を視野において、生物の生息・育成・繁殖並びに生態系の保全に配慮した河川となるような整備を推進していく。
担当部課	建設部自然環境・河川課

推進 施策	《33》公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用
方針等	「公共施設の緑化等ガイドライン」を適切に運用し、公共施設における積極的な緑化や適切な育成管理を行う。また、必要に応じて、ガイドラインの見直しを行う。
目標	・適切な運用
R 5 実績	・「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」の適正な運用に向け、庁内掲示板により周知し、公共施設の緑化の推進を図った。 (報告件数：6 課 9 件) (詳細は、下記報告等一覧を参照)
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」の適正な運用を継続し、公共施設の緑化を推進する。
担当部課	建設部自然環境・河川課 ほか

【参考】令和 3 年度公共施設の緑化等ガイドライン報告等一覧

No.	施設種別	内容（概要）
1	道路	工事に伴う根上がりした街路樹の伐採と補植
2	その他の施設	電線に大きく支障している樹木の伐採
3	下水道施設	工事で支障する樹木の伐採
4	下水道施設	工事で支障する樹木の伐採
5	道路	大径木化し、信号機の視認性を悪くしている樹木の伐採
6	道路	信号機の視認性を悪くしている樹木の伐採
7	その他の施設	環境施設内での樹木管理の相談
8	その他の施設	港湾緑地内での樹木管理の相談
9	庁舎	台風により倒木した樹木の撤去

【大柱Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策
中柱3 民有地のみどりをつくる

推進 施策	《34》民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》
方針等	「民有地緑化支援制度」を運用し、民有地内の目に見える場所への緑化に対し支援を行う。また、緑化施設整備計画認定制度における認定緑化施設に係る固定資産税の特例措置の廃止を受け、本市独自の制度として、民有地緑化支援事業との連携を図り、事業者に対して支援を行う。
目標	・制度運用の継続
R5実績	・事業の休止により実績なし
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・制度の再実施に向けた検討を行う
担当部課	建設部自然環境・河川課

【大柱Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策
中柱4 様々な法令や制度に基づき、みどりをつくる

推進 施策	《37》緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》
方針等	土地利用時には、地区計画の導入とともに「緑地協定」の認可に向けた指導等を行い、土地利用における適切な緑化に向けた助言等を行う。また、既協定区域の住民参加を促し、協定の効果を確認しつつ、今後のあり方を検討していく。
目標	・新規認可に向けた指導の継続 ・既協定区域の継続：24区域、98.3ha
R5実績	・緑地協定地区の継続を図った。 ・市街地の良好なみどり環境を確保するため、住民間で締結する緑地の保全及び緑化に関する緑地協定の指導を行った。 ・新規緑地協定締結の実績なし。 ・緑地協定区域：24区域、100.4ha〔前年度比：増減なし〕
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・継続して緑地協定の締結に向けた指導等を実施するとともに、緑地協定制度の効果を検証し、今後の制度運用のあり方を検討する。
担当部課	建設部自然環境・河川課

大柱【Ⅲ】みんなでみどりを保全・創出するための推進施策（No.38～46）

主な取り組み状況

●中柱ごとの進捗状況について

中柱1 みどりを次世代に引き継いでいく（5施策）

すべて従前より取り組んでおり、継続して着実に実施しました。

中柱2 様々な主体との連携（2施策）

すべて従前より取り組んでおり、継続して着実に実施しました。

中柱3 みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす（2施策）

すべて従前より取り組んでおり、継続して着実に実施しました。

●主な取り組み状況と今後について

人材育成については、《41》「自然に関する環境教育・環境学習の実施」において、環境の主管課や博物館による環境教育の実施が継続された。実施校の数や受講者数に多少の変動は見られるものの、ほぼ例年通りの数値であり、今後も同規模の環境教育の実施を目指す。

中柱のひとつである様々な主体との連携では《44》「産・学・官の連携によるプログラムの検討」において、長坂緑地に「民官連携里山エリア」を設定し、公募により選定した活動団体とともに、里山活動を開始した。今後民間のノウハウを生かした効果的な環境再生活動に期待する。

緑化の啓発関係では、令和6年度の全国都市緑化かわさきフェア及び令和9年度の国際園芸博覧会に花壇を出展する予定であり、その準備を開始した。これらのイベントは緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、愉しめる知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがある街づくりを進めるための普及啓発事業として前者は毎年日本各地で、後者は世界各地で開催される祭典である。市内外の人々にみどりの重要性や横須賀の魅力を伝える機会とすべく、今後も花壇出展に向けた準備を進めていく。

【大柱Ⅲ】みんなでみどりを保全・創出するための推進施策	
中柱 1 みどりを次世代に引き継いでいく	

推進 施策	《39》みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施
方針等	自然環境やみどりの保全のための「みどりの基金」の適切な活用と持続可能な運用に向け、財源確保のための手法を検討していく。
目標	・基金残高の確保（参考）平成26年度末残高：2.1億円 ・新たな財源確保に向けた検討
R 5 実績	・みどりのよこすかチャリティークリック協賛企業：5社 基金積立金：1,759万円 基金取崩額：1,097万円 令和5年度決算後残高：1億6,577万円
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・引き続き、みどりのよこすかチャリティークリック協賛企業の増加に向けた働きかけや、新たな財源確保に向けた検討を進める。
担当部課	建設部自然環境・河川課

推進 施策	《41》自然に関する環境教育・環境学習の実施																
方針等	自然に関する環境教育・環境学習を実施し、併せて人材育成を推進していく。																
目標	・自然に関する意識向上の場と機会の提供																
R 5 実績	・国が認定した環境カウンセラー等をはじめ、市民活動団体や市内企業等を環境教育指導者として登録し、希望する市内小学校等に派遣した。 【実績】 <table border="1"> <tr> <td>回数等</td><td>小学校等14回、延べ31人派遣、412人受講</td></tr> <tr> <td>派遣授業の内容</td><td>身近な自然、廃棄物等（教室内での講座形式やフィールドワーク）</td></tr> </table> ・市民、事業者、学校及び行政等で構成する「環境教育・環境学習推進懇話会」の開催に加え、自然と触れ合う体験型環境教育「猿島自然観察会」を、市内小学校を対象に実施した。 【実績】 <table border="1"> <tr> <td>環境教育・環境学習推進懇話会</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>猿島自然観察会</td><td>小学校6校（13クラス）372人受講</td></tr> <tr> <td>学区の自然体験</td><td>小学校12校、32回実施、延べ1,861人</td></tr> </table> ・横須賀市自然人文博物館で展示、教育活動、イベント等を実施した。 【実績】 <table border="1"> <tr> <td>特別展示・トピックス展示等期間限定展示の開催</td><td>10回</td></tr> <tr> <td>講座・観察会等の開催</td><td>62回</td></tr> <tr> <td>イベント開催や他イベントへの出展</td><td>6回</td></tr> </table>	回数等	小学校等14回、延べ31人派遣、412人受講	派遣授業の内容	身近な自然、廃棄物等（教室内での講座形式やフィールドワーク）	環境教育・環境学習推進懇話会	2回	猿島自然観察会	小学校6校（13クラス）372人受講	学区の自然体験	小学校12校、32回実施、延べ1,861人	特別展示・トピックス展示等期間限定展示の開催	10回	講座・観察会等の開催	62回	イベント開催や他イベントへの出展	6回
回数等	小学校等14回、延べ31人派遣、412人受講																
派遣授業の内容	身近な自然、廃棄物等（教室内での講座形式やフィールドワーク）																
環境教育・環境学習推進懇話会	2回																
猿島自然観察会	小学校6校（13クラス）372人受講																
学区の自然体験	小学校12校、32回実施、延べ1,861人																
特別展示・トピックス展示等期間限定展示の開催	10回																
講座・観察会等の開催	62回																
イベント開催や他イベントへの出展	6回																
取組状況	【継続実施】																
今後の 予定	・環境教育指導者派遣を引き続き実施する ・環境教育・環境学習推進懇話会など、推進のための意見交換の場を設ける ・学区の自然体験の受け入れ校数を12校で実施する。 ・展示、教育活動、イベントについて、引き続き実施する																
担当部課	環境部環境政策課、建設部自然環境・河川課、教育委員会事務局教育総務部博物館運営課																

推進 施策	《42》みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進
方針等	あらゆる場におけるみどりに関する情報や、みどりの大切さに関する情報を発信し啓発活動を実施していく。また、コミュニティ形成や健康増進等にも寄与するボランティア活動などについての情報も発信していく。
目標	・周知啓発の実施
R 5 実績	・指定管理者がHPで開花状況、自然教室や観察会等イベント等の周知を行った ・市施設やコースカペイサイドマリーナにおいてパネル展示及びパンフレットの配布を行った。 ・TwitterやInstagramを用いた啓発活動を行った。 ・全国都市緑化かわさきフェアの花壇出展に向け、関係者と協議を行った。 ・2027年国際園芸博覧会での花壇出展に向け、連絡会に参加し情報収集を行った。
取組状況	【継続実施】
今後の 予定	・指定管理者のHPやSNS、市広報でタイムリーな情報発信に努める。 ・都市緑化かわさきフェアにて花壇を出展する。 ・2027年国際園芸博覧会での花壇出展に向けた準備を行う。
担当部課	建設部自然環境・河川課、公園管理課

【大柱Ⅲ】みんなでみどりを保全・創出するための推進施策
中柱 2 様々な主体との連携

推進 施策	《44》産・学・官の連携によるプログラムの検討						
方針等	各主体がみどりの保全・創出・活用に向けた積極的な取組を推進させることとあわせ、協力・連携を図る。また、公園などの維持・管理においては、市民や各種団体への委託や行政との連携による取組を推進し、事業者などの民間活力の導入を図る。						
目標	・産業・教育分野を超えた連携による取組の強化 ・各主体における緑化の推進						
R 5 実績	・長坂緑地の一部エリアを「民官連携里山エリア」として、令和4年度に活動団体を公募・選定し、令和5年度から活動を開始した。また、当該団体で組織する長坂緑地里山活動連絡会を設立し、調整・協議を行った。 ・NPO法人三浦半島生物多様性保全、日本自然保護協会、(株)ラッシュジャパン、横須賀里山田んぼ倶楽部、横須賀市の5者で締結した「サシバプロジェクト協定」に基づき、復田及び環境再生活動を実施。 ・町内会、ボランティア団体等の協力を得て、公園や道路の清掃や除草等を行った。 【実績】 <table border="1"> <tr> <td>公園清掃報償金制度</td><td>296公園、177団体</td></tr> <tr> <td>まちかど里親制度（公園）</td><td>31公園、27団体</td></tr> <tr> <td>まちかど里親制度（道路）</td><td>35団体</td></tr> </table>	公園清掃報償金制度	296公園、177団体	まちかど里親制度（公園）	31公園、27団体	まちかど里親制度（道路）	35団体
公園清掃報償金制度	296公園、177団体						
まちかど里親制度（公園）	31公園、27団体						
まちかど里親制度（道路）	35団体						
取組状況	【継続実施】						
今後の 予定	・引き続き、「サシバプロジェクト」を実施するとともに、令和4年度に選定した活動団体とともに長坂緑地の民官連携を通じた環境再生活動を実施する。 ・企業が有する緑地の保全などを企業に働きかけ、市との連携について検討する。 ・地縁団体等による公園の維持管理（清掃等）を継続。 ・継続して地縁団体等による道路の維持管理（清掃等）を実施する。						
担当部課	建設部自然環境・河川課、公園管理課、道路維持課						

横須賀市みどりの基本計画
令和５年度（2023 年度）年次報告書

発行年月 令和 7 年（2025 年）3 月
編集・発行 横須賀市建設部自然環境・河川課
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
電話 046-822-8331 FAX 046-821-1523
Email ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp
ホームページ <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5555/sizen.html>

第83回 横須賀市環境審議会

第18回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会 部会報告

令和7年3月18日（火）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 会議の概要

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

- (1) 事務局からの見直しの主なポイント
- (2) 部会で出た主なご意見等

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

- (1) 事務局からの見直しの主なポイント
- (2) 部会で出た主なご意見等

1. 会議の概要

(1) 日時

令和6年12月23日（月） 14時～16時

(2) 場所

横須賀市役所消防局庁舎 3 階 消防第 3 会議室

(3) 出席者（7名）

現地出席：松本委員（部会長）、今井委員、
川名委員、木本委員、工藤委員

リモート出席：小原委員、川久保委員

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(1) 事務局からの見直しの主なポイント

① 条例の性質

【事務局の考え方】

- ・ 理念条例であることを踏まえ、これまで同様、個別具体の施策を条例に記載することはせず、計画において対応したい

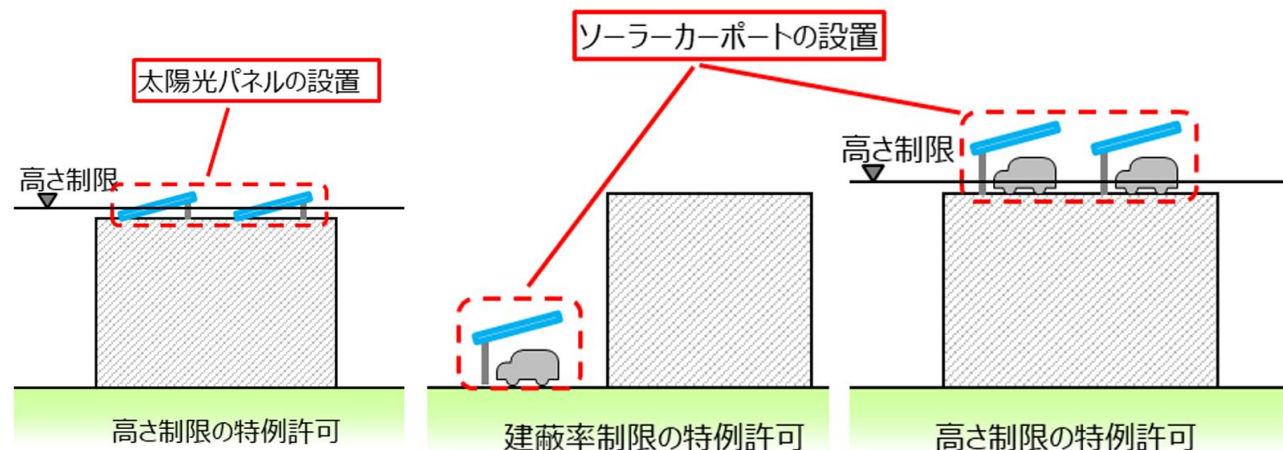
2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(1) 事務局からの見直しの主なポイント

②建築物省エネ法への対応

【制度の概要】

- ・ 建築物に再エネ設備の設置を促進するために、建築物の高さ制限、容積率、建蔽率を緩和できる制度
- ・ 緩和できる区域を「促進区域」として設定
(建築士による再エネ導入効果の説明義務について、条例への位置付けが必要)



(出典：促進計画の作成ガイドライン（国土交通省）より抜粋)

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(1) 事務局からの見直しの主なポイント

(参考) 国土交通省の説明資料

制度の概要

○市町村は、基本方針に基づき、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成することができる。



行政区域全体を設定

又は



一定の街区等を設定

計画公表

※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。

【促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）】

- ・ 再エネ利用促進区域の位置、区域
- ・ 設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・ 建築基準法の特例適用要件に関する事項

○再エネ利用設備の種類については、国土交通省令で定める再エネ利用設備（下表はその案）から、市町村が選択

次の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光／風力／水力／地熱／バイオマス
次の再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	太陽熱／地熱／雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）／バイオマス

計画区域内に適用される措置

建築士による再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

市町村の努力義務（建築主等への支援）

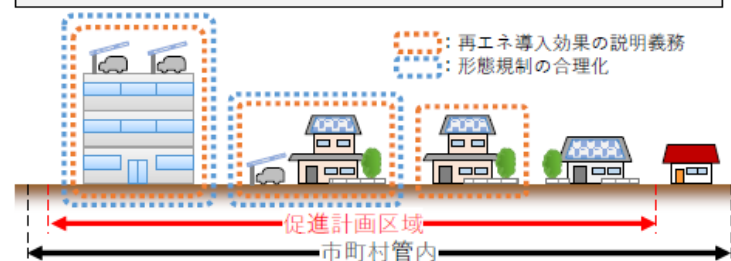
- ・ 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う
（例：再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

- ・ 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務
- ・ 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について、特定行政庁の特例許可対象とする

【特例許可の対象規定（建築基準法）】

- ・ 容積率 ・ 建蔽率
- ・ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
- ・ 高度地区内における建築物の高さ



(出典：国土交通省資料より抜粋)

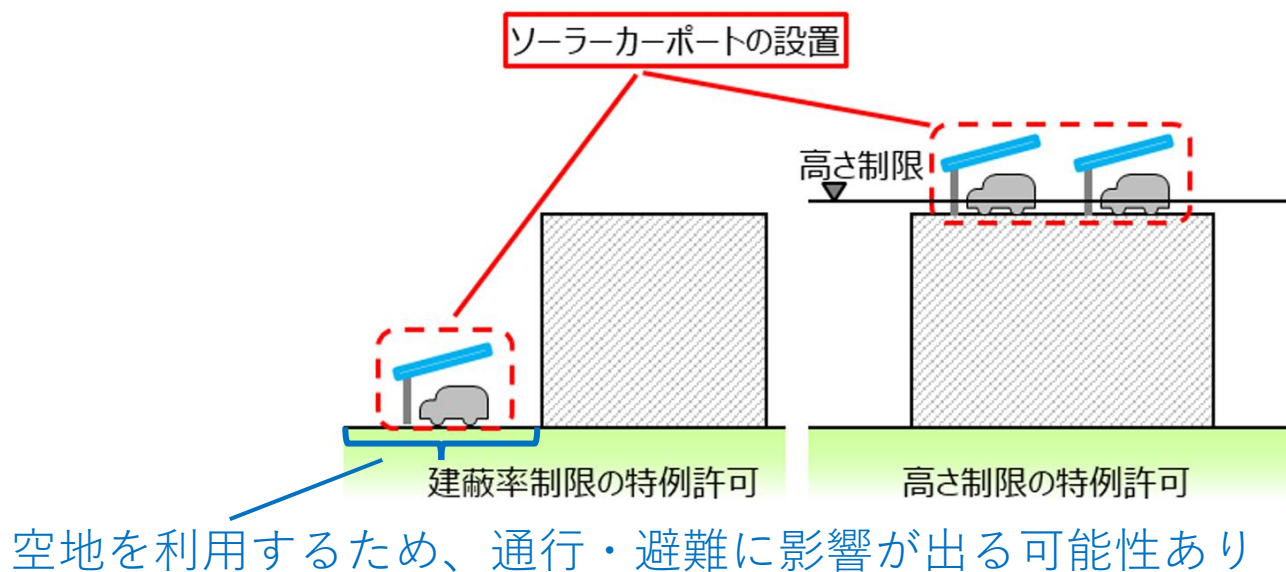
2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(1) 事務局からの見直しの主なポイント

②建築物省エネ法への対応

【事務局の考え方】

- ・再エネ促進の観点からは、設定した方が良いと思われる。
- ・ただし、防災（空地の確保等）や景観など、
まちづくりの観点も含めて一体的に考える必要があるため、
「再エネ促進区域制度」の設定は総合的に検討すべき



2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(1) 事務局からの見直しの主なポイント

②建築物省エネ法への対応

検討にあたっては、安全面以外にも様々な観点を考慮する必要あり

配慮すべき市街地環境

安全上 (通行・避難・消火) 支障がない	・ 通行・避難に必要な空地が適切に確保されるか
	・ 火災時等に消火・救助できる空地が確保されているか

防火上 (延焼防止) 支障がない	・ 建て詰まりによる延焼拡大のおそれが生じないか
------------------------	--------------------------

衛生上 (通風・採光・日照等) 支障がない	・ 空地が担っている周辺市街地に対する通風・採光の観点で支障をきたさないか
	・ 圧迫感が増大しないか

市街地の環境を害するおそれがない	・ 日照・通風・採光の観点で支障をきたさないか
	・ 建築密度が過大になるおそれのある市街地で、交通量が増加しないか
	・ 交通負荷が増大しても支障をきたさないか
	・ 景観、眺望に配慮した地域の場合、支障がないか
※ 高度地区の指定趣旨を踏まえて、配慮事項を検討する。	

2. 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

(2) 部会で出た主なご意見等

① 条例の位置付け

- ・ 条例は基本的に理念条例のままとし、具体的な内容は計画に記載する、という棲み分けが良い。

② 建築物省エネ法への対応

- ・ 建築基準法や都市計画の内容、建蔽率などの具体的な数値を記載するのは違和感がある。
- ・ 建築物省エネ法への対応は、配慮事項があるため、建築部門の考え方も踏まえた議論が必要。
- ・ 建築物由来の排出量削減の重要性は高まっている。仮に数値は記載しなくても、省エネの推進に関する第12条に建築物に特化した方針を追記してはどうか。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からの見直しの主なポイント

①削減目標の見直し

国の削減目標や、市の削減状況等を勘案して、
設定することとしたい。

②温対法に基づく「促進区域」の設定

以下の促進区域を設定することとしたい。

対象再エネ：太陽光発電

対象区域：工業地域、工業専用地域

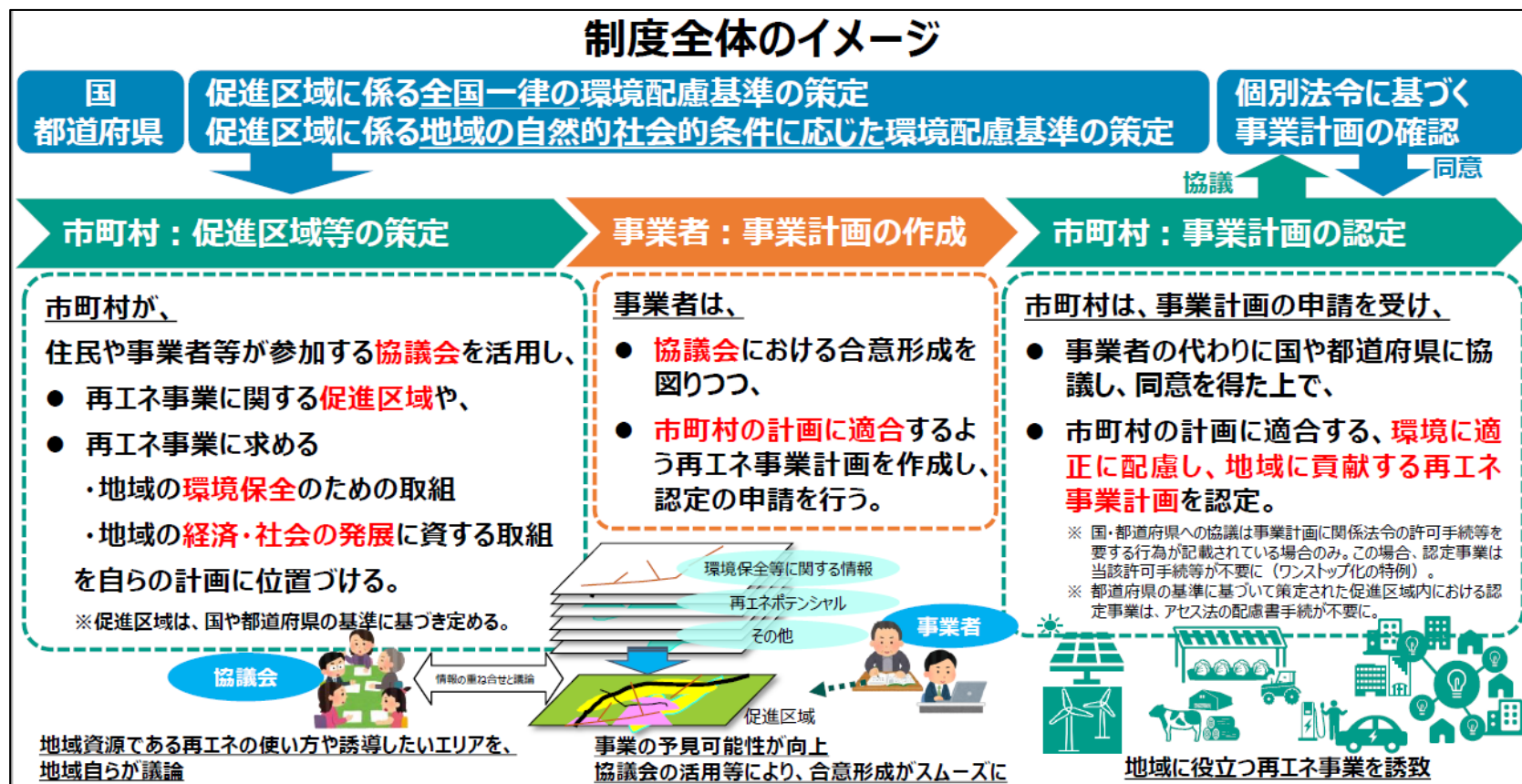
③指標・取り組みの見直し

現在の施策の実施状況など、実態に即した
数値・取り組みとなるよう見直しを行いたい

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(1) 事務局からの見直しの主なポイント

(参考) 温対法の「促進区域」の概要



(出典：環境省資料より抜粋)

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(2) 部会で出た主なご意見等

①削減目標の見直し

- ・ 削減目標は野心的であるべきと思う
- ・ 高めの目標を設定することは良いことだと思うが、事業者にとっては、ペナルティがあると厳しい。
- ・ 数値だけでなく 施策の充実も併せて実施すべき。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(2) 部会で出た主なご意見等

② 温対法に基づく「促進区域」の設定

【対象設備】

- ・ 太陽光だけでなく、風力や熱利用も入れてはどうか。

【対象区域】

- ・ 対象を絞りすぎていると思う。
- ・ (一方で) 自然環境という観点で考えると、工業区域に区切るのも意味があると思う。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(2) 部会で出た主なご意見等

③指標・取り組みの見直し

- ・藻場の保全活動面積、200ヘクタールは、実現がかなり厳しいと思うので、
現実在即した数値目標に見直すべきではないか。
- ・目標達成のために必要な数値であれば、指標の数値は下げる必要はないと思う。

※ブルーカーボンの指標について、事務局としては、藻場の「管理（保全）」と「再生（CO₂吸収量）」に関するそれぞれの指標が必要だと考えており、次の部会で議論いただきたいと考えている。

3. ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン

(2) 部会で出た主なご意見等

③指標・取り組みの見直し

- ・ 吸収量に関する指標は、緑被率よりも、里山の手入れ等の施策に関する指標が好ましい。
- ・ 市民・事業者の協力は不可欠だと思う。
参加しやすいものを目標にすることで、効果は高まるのではないかと思う。

第 24 回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会の報告

1 日 時

令和 7 年 1 月 9 日（木） 15 時から 17 時まで

2 場 所

横須賀市役所 3 号館 3 階 301 会議室

3 出席者

(1) 部会委員（8 名）

高梨委員（部会長）、飯島委員、笥委員、川田委員、名執委員、長谷川委員、
林委員、矢部委員

(2) 事務局職員（3 名）

自然環境・河川課：引本課長、内田課長補佐、森塚担当

(3) 関係職員（3 名）

〔建設部〕 藤田部長

自然環境保全・活用担当課：島田担当課長、宮川主任

4 会議の概要

「横須賀市みどりの基本計画」の改定について

(1) 横須賀市みどりの基本計画見直しの趣旨説明

現行計画の策定（平成 28 年 3 月）から令和 7 年度で 10 年が経過し、目標年度を迎えるため、
計画の改定を行う。また、生物多様性に関する目標や施策を取り入れることで、生物多様性地
域戦略としても位置付けられる計画とする。

(2) 計画見直しのポイント

①関連法令の改正：都市緑地法（R6 改正）

【法改正の概要】

- ・国土交通省による緑の基本方針、都道府県によるみどりの広域計画との整合性を図る
- ・緑地の機能維持増進の追加等

②生物多様性地域戦略に位置付けることのできる計画の策定

- ・生物多様性の保全
- ・生物多様性資源の持続的な活用

③その他

- ・グリーンインフラ関連施策の検討
- ・SDG s への取り組み

(3) 主なご意見等

①生物多様性地域戦略について

- ・計画の名称については、議論を行う必要がある。
- ・生物多様性地域戦略は保全だけでなく、活用も目的の一つであることを認識しておくべきである。
- ・生物多様性を活用して地域課題を解決し、暮らしやすい地域にすることで、横須賀の明るい未来が描けるようになるというところを意識して計画を作っていくといい。

②森林・流域の保全について

- ・生物多様性については、森林法や河川法とも関連してくる。気候変動により、水系の上流の林地のところは危険度が増してきている。防災、水質、生物多様性等の観点から、行政的な単位よりも水系を単位にして保全策を進めていくべきである。

③農地のみどりについて

- ・有害鳥獣の問題など、生物多様性の維持という面も必要だが、いかに農業人口の減少を止めて、荒廃農地を減らしていくかというのが課題である。
- ・農地の維持保全には市民の理解も必要である。
- ・農地の持っている機能は、市民生活と本当に密着したものだと思うので、それを高めていく必要がある。

④環境教育について

- ・緑の拠点としての学校の活用、また将来子供たちが緑や環境を守っていく担い手として、環境教育や自然に対する学習には力を入れて進めていくことが必要である。

⑤施策の評価について

- ・グリーンインフラやネイチャーポジティブというのは、施策の複数の項目にまたがるものである。そのため、今後施策の評価は、個別の評価だけでなく、大きなくりでの評価・議論を行ったほうがいい。

⑥市民への理解・周知等について

- ・施策や目標の達成度やスケジュールについて、市民目線だと分かりにくい。目標設定や進め方の評価について、市民が分かりやすい表現にしたほうがいい。
- ・ネイチャーポジティブやグリーンインフラは非常に専門性が高い用語である。それらを市民感覚で捉えて、具体的にどのような行動に繋げていくのかという努力をしなくてはならない。
- ・グリーンインフラなどの自然の恩恵を受けられる場所は横須賀に多数あるが、利用者はこの恩恵について知る機会がない。これらの取り組みや恩恵について、積極的に紹介した方がいい。

「みどりの基本条例」の見直しについて

(1) みどりの基本条例見直しの趣旨説明

みどりの基本条例第23条で5年以内ごとに見直しを行うものと定めており、令和7年度に前回の改正から5年が経過することから、今回見直しを検討する。

(2) 今回の条例見直しについて

①見直しについて

見直しの必要性について広くご意見をいただき検討したい

【参考】

＊前回（令和2年度施行）条例改正以降に生じた、見直しに際し考慮すべき事項

①緑地の機能維持増進の明記

都市緑地法（以下「法」）の改正による「緑地の機能維持増進」が含まれた点について

⇒「第12条第1項 市は、（中略）みどりの快適性、景観、利用及び活用並びに防災に対する配慮の重要性等のみどりの質の向上及びその継続を図るよう努めるものとする。」とあり、緑地の質（＝機能）の向上に努める旨、明記されている。

②「基本方針」及び「広域計画」について

法の改正により、市町村は、国交省策定の「基本方針」及び都道府県策定の「広域計画」を勘案したみどりの基本計画を策定することについて

⇒「第9条第2項 市長は、みどりの基本計画の策定を行うに当たっては、法第4条第3項に規定する計画のほか、（中略）各計画が相互に連携するようにしなければならない。」とあり、都市緑地法に基づく計画と連携する旨、明記している。

(3) 主なご意見等

①生物多様性に関する条例について

- ・今回みどりの基本計画と生物多様性地域戦略を統合するとしているが、生物多様性地域戦略自体が行政の仕組みの中で、どういうことをやるのか、ということを条例上記載していない。地域戦略がどういうものか定めずに統合してしまうと、みどりの基本計画との関係が整理できないので、条例で示さないといけないのではないかな。
- ・今回生物多様性地域戦略に新たに取り組んでいくことを示す上で、例えばみどりの基本条例の中に生物多様性に取り組むというようなことを入れ込むなど、何らかの形で示す必要があるのではないかな。